

盛土規制法の申請手数料の納付方法 について(令和7年5月26日～)

手数料納付に利用されていた浜松市収入証紙の廃止により、盛土規制法の手数料納付方法は、以下の2つの方法とします。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

支払方法

方法①

納入通知書払い



指定金融機関等にて納入通知書払い

方法②

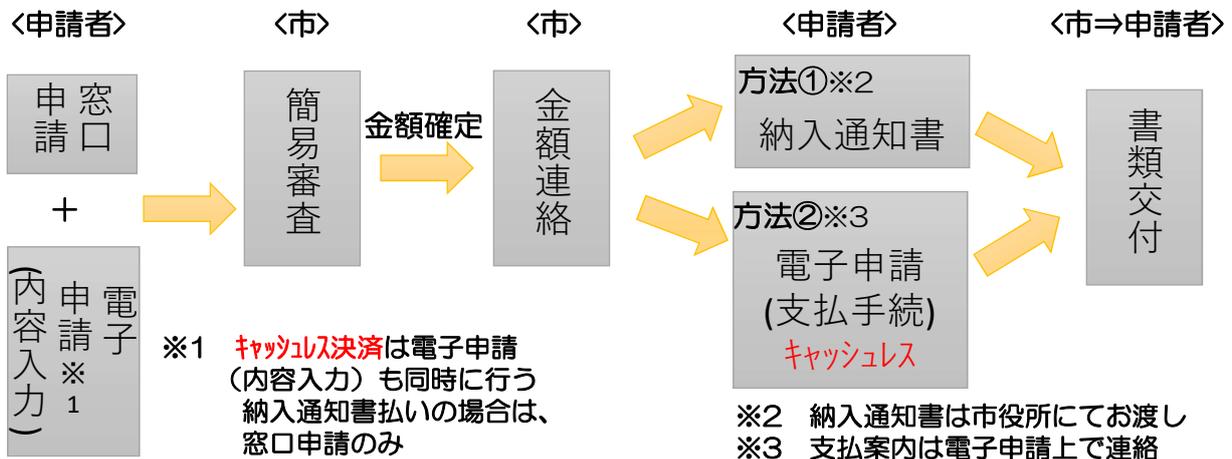
キャッシュレス決済（電子申請）



スマホ・PCからクレジットカード・
ペイジー・PayPay払い

※キャッシュレス決済は領収書が発行されません
※キャッシュレス決済の場合、支払い金額が3,500円以下はクレジットカードまたはPayPay、15,000円以上はペイジーでの支払いを推奨しています

支払手順



浜松市収入証紙の廃止について

- 令和7年9月30日販売終了
 - 令和8年3月31日使用終了
- ※証紙の払戻しは、令和12年9月30日までです

●お問合せ先

浜松市都市整備部盛土対策課 TEL053-457-2307
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2